



主な論点（案）

平成19年11月20日



1 再送信「同意制度」の意義

- CATV事業者が放送事業者の放送番組を受信して再送信する場合に、その放送事業者の同意を要する旨の「再送信同意制度」の意義は何か。
- 同意を要することは、放送事業者のどのような利益を確保しようとしているのか。例えば、通信サービスとして放送番組を送る場合には、こうした同意制度はないがこれはなぜか。「放送」の社会的機能・役割や放送に対する国民の信頼確保との関係はどうか。

【参考】

「再送信同意制度」は、再送信が、CATV事業者の一方的な判断や都合により、放送時間や番組構成について変更が行われ、放送事業者の放送の意図が害され、又は、歪曲されることを防ぐことが目的とされてきた。

- この利益は、有テレ法の規定により保護することが必要か。例えば、著作権法における著作隣接権では保護できないのか。
- この利益は、区域内再送信の場合と区域外再送信の場合で異なるのか。



- この他に、放送事業者の「同意」に関して、保護すべき利益はあるのか。
 - ・ 放送事業者が意図した地域以外の地域での再送信は困ると考えた場合はどうか。
 - ・ 特に、地元チームを応援するスポーツ番組や地元向けのCM等、地域密着コンテンツを見られたくないとする場合はどうか。
 - ・ 地元放送事業者の経営に影響するので困ると考えた場合はどうか。
 - ・ ニュースネットワーク協定を結んでいる地元放送局の経営が傾けば、その地域のニュースが提供されなくなると考えた場合はどうか。
 - ・ 自らの番組を区域外で見られると、県域免許制が維持できなくなるので困ると考えた場合はどうか。
 - ・ 適正な額の著作権料その他の対価が支払われていないので同意できないと考えた場合はどうか。
- この利益は、アナログ放送とデジタル放送とで、異なるのか。
- この利益は、有テレ法上の目的である「受信者の利益の保護」、「有線テレビジョン放送の健全な発達」、「公共の福祉の増進」との関係ではどうか。



- 放送事業者は、基本的には自らの放送対象地域で放送を行うことを前提に電波の割当を受けているが、自らの番組をその他の地域に提供することについての規律はあるのか。その提供にあたっての手段(再送信による提供、パッケージ販売等)によって違いはあるのか。

【参考】

- ・ 有テレ法の再送信同意制度は、経緯的には、放送法及び有線放送業務の運用の規正に関する法律(有線放送法)における同様の制度を受け継いだもの。放送法及び有線放送法制定当時は、現在認められている放送事業者の著作隣接権が認められておらず、この同意制度により放送事業者の権利確保を図る面もあったとされている。
- ・ 有テレ法が施行(※1)される前に、放送事業者の著作隣接権は認められた(※2)が、再送信同意制度は、著作隣接権とは別に、引き続き、公法上の制度として規定が設けられた。

※1:有テレ法 公布:昭和47年7月、施行:昭和48年1月

※2:改正著作権法 公布:昭和45年5月、施行:昭和46年1月



2 「裁定制度」の意義とCATVの受信者利益

- 再送信同意に係る裁定制度は、放送事業者の同意が得られない場合に、総務大臣が当事者双方の意見を十分に聴取した上で、制度の趣旨に照らし公正かつ適切な判断を行うことにより、受信者利益を確保し、ひいては、CATVの健全な発達を図ろうとするものとされている。
- この「受信者の利益」は、具体的にはどのようなものか。例えば、次のものは含まれるのか。
 - ・ 再送信により、
 - ① その地域の地上放送を見たい。
 - ② 隣の県の地上放送を見たい。
 - ③ 遠隔地の地上放送を見たい。
 - ④ 衛星放送を見たい。
 - ⑤ 電気通信役務利用放送を見たい。
 - ⑥ 娯楽番組を見たい。
 - ⑦ 教育や教養番組を見たい。
 - ⑧ 地域ニュースや生活関連情報番組を見たい。



- 有テレ法上保護に値する「受信者利益」は、これら全てのものか。「裁定」の判断にあたっては、例えば上記①から⑧の中で扱いに差があるのか。
- 「受信者の利益」は、受信者の視聴環境により異なるのか。例えば、その地域に地上放送の番組が多い場合と、少ない場合とで異なるのか。また、受信しているCATVのチャンネル数が多い場合と少ない場合で異なるのか。
- 裁定制度は、「受信者の利益」の確保が直接の目的ではなく、ニーズの高い地上放送の再送信を認めることにより、有テレ事業者の経営支援を図ることが目的であるといった考え方についてはどうか。



3 裁定の基準

- 再送信同意の裁定制度においては、いかなる利益の間の調和を図ることが求められているのか。
- 従来解釈において、「正当な理由」とは、放送事業者の「放送の意図」が害される場合であるとした上で、次の5つの場合が国会答弁において例示されている(昭和61年4月23日衆議院逡信委員会における郵政大臣答弁)。このような考え方についてはどうか。
 - ① 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
 - ② 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
 - ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
 - ④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できる見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
 - ⑤ ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合



- これらについては、放送事業者の「放送の意図」と説明されているが、これ以外に、「放送の意図」は存在するのか。また、「放送の意図」以外でも、保護すべき利益はあるのか。例えば、次のものはどうか。
- ・ 放送事業者が意図した地域以外の地域での再送信は困ると考えた場合はどうか。
 - ・ 特に、地元チームを応援するスポーツ番組や地元向けのCM等、地域密着コンテンツを見られたくないとする場合はどうか。
 - ・ 地元放送事業者の経営に影響するので困ると考えた場合はどうか。
 - ・ ニュースネットワーク協定を結んでいる地元放送局の経営が傾けば、その地域のニュースが提供されなくなると考えた場合はどうか。
 - ・ 自らの番組を区域外で見られると、県域免許制が維持できなくなるので困ると考えた場合はどうか。
 - ・ 適正な額の著作権料その他の対価が支払われていないので同意できないと考えた場合はどうか。
- 上記の基準については、総務省においてあらかじめ解釈のガイドラインを定め、公表しておくことが必要か。



4 メディア環境の変化

再送信同意制度を巡るメディア環境については、これまでにどのような変化があったのか。例えば、次の事項についてはどうか。

- 国民が視聴可能な放送メディア(特に、地上放送)の数や普及状況
- 通信による映像サービスの普及状況
- 区域外再送信に用いる通信インフラの利用条件
- 交通や通信手段の発達等を背景とする国民の生活環境(特に、いわゆる生活圏や経済圏の広域化についてはどうか。)
- CATV事業者の経営環境
- 放送事業者の経営環境

5 経過措置

- 仮に、新たな裁定基準が設けられた結果、現行制度では保護されるが、新制度では保護されない場合には、受信者の利益の保護の観点から、何らかの措置を設けるべきか。



6 協議手続

- 地域によっては、再送信同意を巡るトラブルが生じているが、これは、協議手続が定まっていないことも一因ではないか。また、同意の契約の更新についても同様ではないか。
- 有テレ法では、裁定申請の要件として、「協議を求めたが、協議が調わず、又は協議をすることができないとき」とあるが、その意味の取り方が、当事者間で異なる場合があるのではないか。



7 新たな調整手段

- 昭和61年以前は、「あっせん」制度が設けられていたが、こうした制度は現在の問題の解決に役立つか。また、「仲裁」制度についてはどうか。
- 仮に、「あっせん」「仲裁」制度を導入する場合には、その役割は誰が担うことが適当か。

【参考】

- ・ 電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を平成13年11月30日に総務省に設置。



8 著作権法との関係

- 再送信同意制度や裁定制度は、著作権者の保護等を基本とする著作権法体系との関係はどうか。
- 再送信にあたって、同意裁定が出されたにもかかわらず、当該放送事業者が自らの著作隣接権の不許諾を主張し、結果的に再送信ができないとすることは、不都合ではないか。
- 義務再送信(有テレ法第13条第1項)の場合には、著作隣接権が制限される措置が著作権法上設けられているが、このような考え方についてはどうか。

【参考】著作権法

(再放送権及び有線放送権)

第99条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。